

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	関東財務局長						
【提出日】	平成28年 8月30日						
【会社名】	イオンフィナンシャルサービス株式会社						
【英訳名】	AEON Financial Service Co.,Ltd.						
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河原 健次						
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記の連絡場所で行っております。)						
【電話番号】	0 3 - 5 2 8 1 - 2 0 5 7						
【事務連絡者氏名】	専務取締役 経営管理担当 若林 秀樹						
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地						
【電話番号】	0 3 - 5 2 8 1 - 2 0 5 7						
【事務連絡者氏名】	専務取締役 経営管理担当 若林 秀樹						
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集（売出）金額】	<table border="0"> <tr> <td>その他の者に対する割当</td> <td>16,572,636,240円</td> </tr> <tr> <td>一般募集</td> <td>15,661,497,600円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>2,450,266,560円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、平成28年 8月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>2 一般募集の募集金額は、発行価額の総額であり、平成28年 8月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の一般募集における募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>3 売出金額は、売出価額の総額であり、平成28年 8月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	その他の者に対する割当	16,572,636,240円	一般募集	15,661,497,600円	オーバーアロットメントによる売出し	2,450,266,560円
その他の者に対する割当	16,572,636,240円						
一般募集	15,661,497,600円						
オーバーアロットメントによる売出し	2,450,266,560円						
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none"> 1 今回の募集（一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当によるものを除く。）及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第 1 項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。 						
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)						

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15,794,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成28年8月30日(火)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、後記「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載のとおり、一般募集(以下「一般募集」という。)7,840,000株及びその他の者に対する割当(以下「その他の者に対する割当」という。)7,954,000株の合計であります。
- 3 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から1,176,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 一般募集及びその他の者に対する割当とは別に、平成28年8月30日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,176,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成28年9月7日(水)から平成28年9月12日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け(一般募集)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

（１）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	7,954,000株	16,572,636,240	8,286,318,120
一般募集	7,840,000株	15,661,497,600	7,830,748,800
計（総発行株式）	15,794,000株	32,234,133,840	16,117,066,920

（注）１ 一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。

その他の者に対する割当については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 ３ その他の者に対する割当について」及び後記「第３ 第三者割当の場合の特記事項」もご参照下さい。

- 一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、一般募集及びその他の者に対する割当の資本組入額の総額は、それぞれ会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成28年８月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【募集の条件】（一般募集）

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）１、２ 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 （注）１、２	未定 （注）１	100株	自 平成28年９月13日（火） 至 平成28年９月14日（水） （注）３	１株につき発行価格と同一の金額	平成28年９月20日（火） （注）３

（注）１ 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成28年９月７日（水）から平成28年９月12日（月）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る１株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は、一般募集の資本組入額の総額を一般募集の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.aeonfinancial.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成28年9月6日(火)から平成28年9月12日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成28年9月7日(水)から平成28年9月12日(月)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成28年9月7日(水)の場合、申込期間は「自平成28年9月8日(木)至平成28年9月9日(金)」、払込期日は「平成28年9月14日(水)」

発行価格等決定日が平成28年9月8日(木)の場合、申込期間は「自平成28年9月9日(金)至平成28年9月12日(月)」、払込期日は「平成28年9月15日(木)」

発行価格等決定日が平成28年9月9日(金)の場合、申込期間は「自平成28年9月12日(月)至平成28年9月13日(火)」、払込期日は「平成28年9月16日(金)」

発行価格等決定日が平成28年9月12日(月)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4 一般募集の主幹会社は野村證券株式会社(単独ブックランナー)、共同主幹会社は大和証券株式会社であります。

5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(一般募集)へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成28年9月7日(水)の場合、受渡期日は「平成28年9月15日(木)」

発行価格等決定日が平成28年9月8日(木)の場合、受渡期日は「平成28年9月16日(金)」

発行価格等決定日が平成28年9月9日(金)の場合、受渡期日は「平成28年9月20日(火)」

発行価格等決定日が平成28年9月12日(月)の場合、受渡期日は「平成28年9月21日(水)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3)【申込取扱場所】(一般募集)

後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4)【払込取扱場所】(一般募集)

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 内幸町営業部	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

(5)【募集の条件】(その他の者に対する割当)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	自平成28年9月13日(火) 至平成28年9月14日(水) (注)1	該当事項はありません。	平成28年9月20日(火) (注)1

(注)1 発行価格、申込期間及び払込期日については、前記「(2)募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格、申込期間及び払込期日とそれぞれ同一といたします。なお、その他の者に対する割当の資本組入額は、その他の者に対する割当の資本組入額の総額をその他の者に対する割当の発行数で除した金額とします。

- 2 全株式をイオン株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(その他の者に対する割当)へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所(その他の者に対する割当)へ発行価格を払込むものとします。

(6)【申込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
イオンフィナンシャルサービス株式会社 本社事務所	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地

(7)【払込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 内幸町営業部	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

3【株式の引受け】(一般募集)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	3,528,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所(一般募集)へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,509,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,019,000株	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	392,000株	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	236,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	156,000株	
計	-	7,840,000株	-

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

4【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
32,234,133,840	141,000,000	32,093,133,840

- （注）1 一般募集の引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額（発行価額の総額の計）は、平成28年8月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額32,093,133,840円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限2,338,224,640円と合わせた手取概算額合計上限34,431,358,480円について、13,000百万円を平成29年3月末までに当社における運転資金のために発行したコマース・ペーパー償還資金の一部に充当し、残額を平成29年3月末までに当社の子会社であるイオンプロダクトファイナンス株式会社への融資に充当する予定であります。イオンプロダクトファイナンス株式会社は融資資金を、平成29年3月末までに金融機関から運転資金として借入れた同社の借入金返済資金の一部に充当する予定であります。なお、支払いまでの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

当社グループは、「アジアのお客さまから最も信頼される『安心、便利、お得』を提供する金融サービス会社」になることを中期ビジョンとして、デジタル化による生産性向上策を実施するとともに、収益力の更なる強化を推進しております。具体的な戦略としては、国内事業においては、より収益性の高い営業資産へのシフトや首都圏を中心としたエリア戦略により営業基盤を拡大させるとともに、店舗におけるペーパーレス化や、利用促進クーポンの配信、決済機能を搭載したスマートフォンアプリ導入等のデジタル化により、業務効率化策及びお客さまの利便性向上策を実施することで生産性を向上させてまいります。海外事業においては、システム投資により審査・債権管理の効率化及び人時生産性の向上を行うことで、貸倒関連費用の削減を図るとともに、将来の営業資産の拡大に取り組んでまいります。

今般の募集は、調達資金を当社のコマース・ペーパー償還資金及び当社の子会社への融資に充当することによって負債を圧縮し、上記戦略を着実に遂行していくため、必要な財務基盤の強化を目的とするものであり、当社グループの更なる企業価値向上に資すると考えております。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	1,176,000株	2,450,266,560	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

- （注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から1,176,000株を上限として借られる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.aeonfinancial.co.jp/>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

- 3 売出価額の総額は、平成28年8月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注)1	自 平成28年9月13日(火) 至 平成28年9月14日(水) (注)1	100株	1株につき売出価 格と同一の金額	野村証券株式会 社の本店及び全 国各支店		

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件 (一般募集)」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

- 2 株式の受渡期日は、平成28年9月21日（水）（ ）であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件 (一般募集)」における株式の受渡期日と同一といたします。

- 3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

- 4 申込証拠金には、利息をつけません。

- 5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から1,176,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、1,176,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成28年8月30日（火）開催の取締役会において、野村証券株式会社が割当先とする当社普通株式1,176,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成28年9月29日（木）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年9月21日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,176,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成28年9月28日(水) |
| (6) 払込期日 | 平成28年9月29日(木) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成28年9月7日(水)の場合、「平成28年9月10日(土)から平成28年9月21日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成28年9月8日(木)の場合、「平成28年9月13日(火)から平成28年9月21日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成28年9月9日(金)の場合、「平成28年9月14日(水)から平成28年9月21日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成28年9月12日(月)の場合、「平成28年9月15日(木)から平成28年9月21日(水)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、その他の者に対する割当の割当予定先であるイオン株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則としてその他の者に対する割当により取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨合意しております。なお、イオン株式会社の当社株式の保有方針は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e 株券等の保有方針」をご参照下さい。

上記の場合において、野村證券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、一般募集に関連して、当社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、その他の者に対する割当、本件第三者割当増資、後記「4 転換社債型新株予約権付社債の発行について」に記載の新株予約権付社債の発行及びその転換による当社株式の交付並びに株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村證券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

3 その他の者に対する割当について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、当社は平成28年8月30日(火)開催の取締役会においてイオン株式会社を割当先とする当社普通株式7,954,000株の第三者割当増資(その他の者に対する割当)を行うことを決議しております。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、イオン株式会社は当社の親会社であり、平成28年3月31日現在、当社の総議決権数の43.2%の議決権を所有しておりますが、引き続き親会社であるイオン株式会社との関係を維持し、経営を安定的に保つためにその他の者に対する割当を行うものであります。その他の者に対する割当にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮にその他の者に対する割当が一般募集における親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われた場合であっても、実質的に、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。

なお、その他の者に対する割当は、支配株主との取引等に該当いたします。当社が平成28年6月30日に公表したコーポレート・ガバナンスに関する報告書では、「4 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、『当社は、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営

における重要な課題については、イオンとの協議、もしくはイオンへの報告を行っております。イオンならびにイオングループ各社とは、相互に自主・独自性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。』と記載しており、当社はイオングループ各社との連携及びシナジーの最大化を図ることにより、少数株主の利益につながるものと認識しております。また、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」において、「関連当事者間の取引」として『親会社であるイオン株式会社及びイオングループ各社との取引については「AFS内グループ取引管理細則」を定め運用しており、関連当事者間の取引におけるアームズ・レングス・ルールの遵守を徹底しております。また、親会社等との取引のうち重要なものは取締役会による承認を要することとしております。』と記載しております。その他の者に対する割当は一般募集と同時に行われ、公正かつ適正な条件及び手続きにより行っており、当該開示内容に適合していると判断しております。また、支配株主と利害関係を有しない社外監査役3名から、その他の者に対する割当は一般募集と同時かつ同条件にて行われ、資金使途、発行条件等は合理的であり、また、割当予定先グループとしての現在の議決権比率を上昇させるものでもないことから、総合的に勘案して、当社の少数株主に不利益を与えるものではないと判断できる旨の意見を平成28年8月30日付で得ております。

なお、一般募集が中止となる場合は、その他の者に対する割当も中止いたします。

4 転換社債型新株予約権付社債の発行について

当社は平成28年8月30日(火)開催の取締役会において、120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)社債総額30,000,000,000円の発行を決議しております。この詳細につきましては、平成28年8月30日(火)提出の当該新株予約権付社債に係る有価証券届出書をご参照下さい。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	イオン株式会社	
	本店の所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第91期 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	平成28年5月26日関東財務局長に提出
		有価証券報告書の訂正報告書 事業年度 第91期 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	平成28年6月3日関東財務局長に提出
四半期報告書 事業年度 第92期第1四半期 (自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日)		平成28年7月15日関東財務局長に提出	
b 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数(平成28年3月31日現在)	
		割当予定先が保有している当社の株式の数(平成28年3月31日現在)	85,817,396株
	人事関係	割当予定先の顧問1名が当社の代表取締役会長を、割当予定先の役員1名が当社の監査役を兼務しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社店舗が、割当予定先グループ会社の商業施設に出店しており、賃貸借取引があります。	
c 割当予定先の選定理由	<p>当社は、割当予定先であるイオン株式会社及び、同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成する企業グループに属しております。当社の親会社である同社に対する割当では、割当予定先グループの議決権比率を維持するために行うものであり、小売業発の総合金融グループとして、国内外に広がるイオングループのプラットフォーム活用による営業力の強化及び各事業セグメントの持つ顧客情報や営業ネットワーク等の経営資源の共通化を継続し、企業価値の向上を図ることを趣旨としたものであります。</p>		
d 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 7,954,000株		
e 株券等の保有方針	<p>割当予定先は、親会社として今後の経営安定維持のため、長期的に保有する方針であることを書面により確認しております。</p> <p>割当予定先より、当該割当予定先がその他の者に対する割当の払込期日から2年以内に、割当新株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意することにつき、確約書を取得する予定です。</p> <p>なお、割当予定先は、野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則としてその他の者に対する割当により取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨合意しております。</p>		

f 払込みに要する資金等の状況	当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先が平成28年7月15日に関東財務局長に提出した第92期第1四半期報告書により、当該割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。
g 割当予定先の実態	割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の発行価格（払込金額）は、一般募集の発行価格と同額といたします。一般募集の発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。

したがって、その他の者に対する割当の発行価格（払込金額）の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、その他の者に対する割当の発行価格（払込金額）は会社法に定める特に有利な条件には該当しないものと判断しております。なお、発行価格（払込金額）の決定方法に係る適法性につきましては、平成28年8月30日（火）開催の取締役会において、監査役4名のうち支配株主と利害関係を有しない社外監査役3名が適法である旨意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

その他の者に対する割当により発行される株式数は7,954,000株（議決権の数79,540個）であり、平成28年8月30日現在の当社の発行済株式総数208,527,801株に対する割合は3.8%（平成28年3月31日現在の総議決権数1,986,480個に対する割合は4.0%）に相当するものであります。なお、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本件第三者割当増資により発行される合計株式数は最大16,970,000株（議決権の数最大169,700個）であり、平成28年8月30日現在の当社の発行済株式総数208,527,801株に対する割合は最大8.1%（平成28年3月31日現在の総議決権数1,986,480個に対する割合は8.5%）に相当するものであります。これにより結果として株式の希薄化が生じることとなりますが、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、今回の募集は調達資金を当社のコマーシャル・ペーパー償還資金及び当社の子会社への融資を通じた借入金返済資金に充当することによって負債を圧縮し、当社グループ戦略を着実に遂行していくために必要な財務基盤の強化を通じて当社グループの更なる企業価値向上に資するものであるため、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1	85,817	43.20	93,771	43.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	8,986	4.52	8,986	4.17
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	8,100	4.08	8,100	3.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,767	2.40	4,767	2.21
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティー ジャスデック アカウト (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	255 LIBERTY STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286, U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	3,508	1.77	3,508	1.63
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	2,936	1.48	2,936	1.36
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ヨーロッパ)リミテッド ビービー オムニバス クライアント アカウト (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	ONE CABOT SQUARE LONDON E14 4QJ (東京都港区六本木1丁目6番1号)	2,720	1.37	2,720	1.26
マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南1丁目3-52	2,646	1.33	2,646	1.23
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	2,290	1.15	2,290	1.06
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都港区港南2丁目15-1)	2,028	1.02	2,028	0.94
計		123,802	62.32	131,752	61.10

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成28年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年3月31日現在の所有株式数及び総議決権数に一般募集及びその他の者に対する割当による増加分を加味し、本件第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（*2）又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成28年8月31日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成28年9月7日から平成28年9月12日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

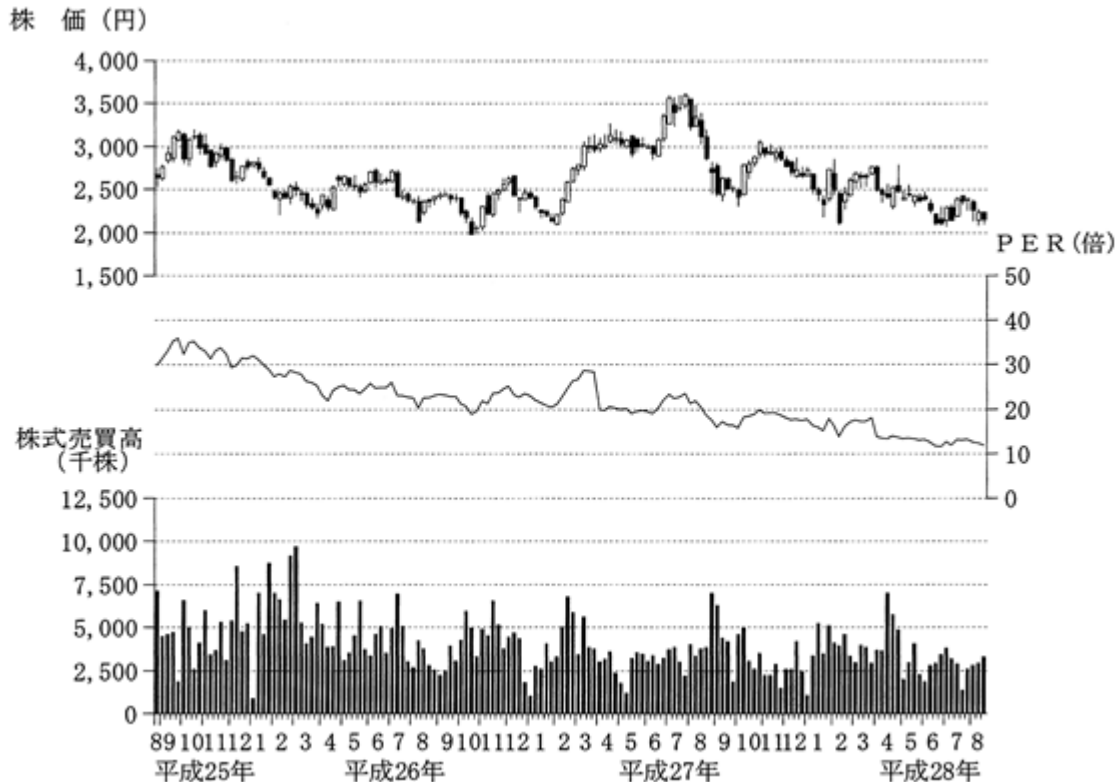
2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.aeonfinancial.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成25年8月26日から平成28年8月19日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}}$$

平成25年8月26日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年4月1日から平成27年3月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成27年4月1日から平成28年3月31日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成28年4月1日から平成28年8月19日については、平成28年3月期有価証券報告書の平成28年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年3月期は決算期変更により、平成24年2月21日から平成25年3月31日までの13ヶ月と11日間となっております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成28年2月29日から平成28年8月19日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数(株)	株券等保有割合 (%)
ラザード・アセット・マネー ジメント・エルエルシー (Lazard Asset Management LLC)	平成28年4月29日	平成28年5月9日	変更報告書	15,353,784	7.36
フィデリティ投信株式会社	平成28年4月29日	平成28年5月11日	変更報告書	11,715,800	5.62

(注) 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第35期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 平成28年6月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日） 平成28年8月12日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年8月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成28年8月30日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年8月30日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

以下に記載する事項は、当社及び当社グループ（以下「当社グループ」という。）の事業に関して、リスク要因となり、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項であります。なお、以下に記載する事項は、将来に関するものが含まれておりますが、当連結会計年度の末日現在において判断したものであり、また、当社グループの事業に関するすべてのリスクを網羅的に記述するものではありません。

経済環境の悪化や金融市場の混乱による影響について

- (イ) 当社グループは、国内の各地域及び香港、タイ、マレーシア等のアジア各国・各地域において事業を行っております。日本やこれらの国・地域における経済状況が悪化した場合、あるいは金融市場の混乱等が生じた場合には、当社グループの事業の低迷や資産内容の悪化等が生じる可能性があります。
- (ロ) 当社グループは、個人向けの金融サービスを提供しております。経済環境の悪化に伴い、当社グループが事業を行っている国・地域における雇用環境、家計所得、個人消費等が長期的に低迷した場合、取扱高や経常収益に影響を及ぼす可能性があります。また、個人向けの貸出金等について延滞や破産申立が増加することにより、想定以上の与信関連費用が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (ハ) 当社グループは、市場で取引される様々な資産を保有しております。金融市場の混乱等により保有資産の価値が下落した場合、保有する有価証券等の減損または評価損が発生もしくは拡大し、当社グループの財政状況及び業績に影響を与える可能性があります。

法的規制による影響について

(イ) 当社グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法をはじめとする会社経営に関わる一般的な法令諸規制や銀行法・割賦販売法・保険業法・貸金業法・サービサー法・金融商品取引法等の適用、及び金融当局の監督等を受けております。また、海外において事業活動を行う上でも、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用とともに、金融当局の監督を受けております。

これらの法令諸規則等は、将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される等、当社グループの業務や業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 当社グループ及び銀行子会社は、銀行法に基づく自己資本比率規制が適用されております。当社及び銀行子会社は自己資本管理に関する体制を構築しておりますが、当社グループまたは銀行子会社の自己資本比率が要求される水準を下回った場合、金融庁から営業の全部または一部の停止を含む行政上の措置が課される可能性があります。

(ハ) 当社グループが取り扱う全ての融資商品の実質年率は、法令の上限金利以下としておりますが、国内において過去に弁済を受けた利息制限法超過部分の利息については、顧客より返還を請求される場合があります。当社グループは、当該返還請求に備え、利息返還損失引当金を計上しておりますが、当該返還請求が想定以上に拡大した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

競争激化による影響について

当社グループが事業を行っている業界において、技術の進展や新規参入等により競争が激化し、これに十分な対応が出来ない場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

地震・洪水等の自然災害・テロ活動等による影響について

当社グループは、国内の各地域及び香港、タイ、マレーシア等のアジア各国・各地域において事業を行っております。事業活動を行っているこれらの地域で、地震・津波・大規模停電・新型インフルエンザ・暴動・テロ活動等の発生により、当社グループの店舗・その他施設及び資金決済に関するインフラ・ATM等への物理的な損害や従業員への人的被害、または当社グループの顧客への被害があった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これらに起因して当該地域の経済が悪化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

風説・風評の発生による影響について

当社グループの事業において、お客さま・投資家・監督官庁・地域社会等との信頼関係は重要な要素であります。当社グループや金融業界等に対して事実と異なる理解・認識をされる可能性がある風説・風評が、マスコミ報道・口コミ・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、当社グループへの信頼が損なわれ、当社グループの業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

金融市況及び景気動向の急激な変動等の影響について

当社グループは、営業活動に必要な資金の調達を預金及び金融機関からの借入、社債、コマーシャル・ペーパー、債権流動化等の直接調達により行っております。このように、資金調達を多様化しておりますが、金融市況及び景気動向の急激な変動、その他の要因により当社グループの信用力低下が生じた場合、または格付けが低下する等した場合、資金調達に影響を及ぼす可能性があります。

金利変動による影響について

当社グループの銀行事業においては、資産負債管理（ALM）を実施し、資産や負債の金利期間などを適切に管理しておりますが、市場動向等により大幅に金利が変動し銀行事業のALMによって対処しうる程度を超えた場合やALMを適切に実行できなかった場合には、当社グループの業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動による影響について

当社グループの海外事業においては、事業を行っているそれぞれの地域の通貨で取引を行っております。為替レートの変動により、当該事業の資産と負債の円貨換算額が変動し、当社グループの業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産に関する影響について

当社グループは、現時点における会計基準に従い、繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得見積額等の変更により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると判断した場合、又は法人税率の引き下げ等の税制改正がなされた場合には、当社グループの繰延税金資産が減額され、当社グループの業績、財政状態及び自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

システム運用等に関する影響について

当社グループは、外部の技術を導入したソフトウェア、システム及び通信ネットワーク等の情報システムを用いて大量の事務処理を行っております。これらのハードウェア及びソフトウェアの欠陥に伴う不具合の発生、自然災害や事故による通信ネットワークの切断、サイバー攻撃等による障害等が発生した場合のリスクを最小限に抑えるため、事務センターや基幹サーバを分散設置しておりますが、想定を超える広域、重大な災害等により障害が発生した場合、事務処理に多大な支障をきたすとともに、信頼性の低下を招くこととなります。その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

事務リスクの顕在化に関する影響について

当社グループは、業務の遂行に際して、様々な種類の事務処理を行っております。これらの事務処理に関して社内規程や手続等を定め、従業員等に対する教育を行っておりますが、従業員等が定められたとおりの事務処理を怠る、あるいは事故、不正等を起こした場合、損失の発生、行政処分や当社グループへの信頼が損なわれることとなります。その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報漏洩等に関する影響について

当社グループは、当社グループとの取引関係がある個人に関する情報を有しており、個人情報保護法が定めるところの個人情報取扱事業者にあたります。当社グループでは、個人情報の安全管理を行う責任者を取り扱う部署ごとに配置するとともに、全従業員への教育・研修及びセルフチェックの実施、事業所やシステムへの物理的、技術的な個人情報安全管理対策等を講じております。また、当社グループにおいては、攻撃への対応を強化したシステムの導入及び従業員の情報セキュリティ意識の向上に努めるとともに、万が一感染した場合でも、被害を最小限にとどめる対策を講じております。さらに、当社グループでは個人情報の業務委託先等においても厳重な管理、監督措置を講じております。しかしながら、安全管理体制における不備の発生、個人情報の漏洩や不正利用などの事態が生じた場合、個人情報保護法に基づく業務規定違反として勧告、命令、罰則処分を受ける可能性があります。その結果、当社グループへの信頼が損なわれ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

法令違反等の発生に関する影響について

当社グループは、法令等諸規制が遵守されるよう役職員に対するコンプライアンスの徹底等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。法令違反等が発生した場合、行政処分や当社グループへの信頼が損なわれる等により、当社グループの業務運営や業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

戦略、施策が奏功しないことの影響について

当社グループは、様々な戦略や施策を実行しております。しかしながら、戦略や施策が実行できない、あるいは当初想定した成果の実現に至らない可能性があります。その結果、戦略や施策自体を変更する可能性があります。

業務範囲の拡大等に伴う影響について

当社グループは、クレジットカード業務、銀行業務をはじめとする様々な業務を行っております。さらに、お客さまのニーズの高度化や多様化、または規制緩和の進展等に応じた新たな事業領域への進出、各種業務提携、資本提携、M&Aを実施しております。当社グループは、これらに伴って発生する種々のリスクについても適切に管理する体制を整備しておりますが、想定を超えるリスクが顕在化した場合、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

内部統制の構築に関する影響について

当社グループは、法令等遵守及びリスク管理を経営上の課題の一つと位置付け、これらに対する方針や手続を制定する等、内部統制の構築を図っておりますが、人的要因及び急激な事業環境の変化により、内部統制に関する制度の構築、運用、モニタリングのいずれかが十分に機能しない場合、様々な事業リスクを適切に管理できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

有能な人材の確保に関する影響について

当社グループは、幅広い分野で高い専門性を必要とする業務を行っております。お客さまに高水準のサービスを提供するため、役職員の積極的な採用及び継続的な研修を行うことにより、経費が増加する可能性があります。一方で、有能な人材を継続的に採用し定着を図ることが出来なかった場合、当社グループの業務や財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

提携先等における会員募集に関する影響について

当社グループの事業において、新規会員の獲得は営業収益の源泉となる非常に重要な要素です。当社グループは、新規会員の多くをイオングループが運営するショッピングセンター等で募集しております。現状においては、イオングループ企業としての緊密な関係を活かし、優先的に新規会員の募集を行うことができるという面で有利な条件となっておりますが、今後の出店方針や既存店の撤退等により、当社グループの新規会員の獲得や取扱高に影響を及ぼす可能性があります。

持株会社としての分配可能額に関する影響について

当社の収入は、当社が直接保有している子会社からの配当及び経営管理料等となっております。一定の状況下では、会社法、その他諸法令上の規制等により、子会社が当社に支払うことができる配当の金額が制限される場合があります。また、子会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当を支払うことができない状況が生じた場合等には、当社は株主に対して配当を支払うことができなくなる可能性があります。

親会社であるイオン株式会社が当社グループに先だって決算発表を行うことに関する影響について

イオン株式会社（以下、イオン）は、通常、当社グループに先だって決算発表を行います。当社の業績は、イオンの連結業績の重要な部分を占めるため、イオンによる連結業績や連結業績見通しの発表が当社株式の取引に影響を与えることや、決算発表時期が異なることにより、当社普通株式の株価のボラティリティが増大する可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

イオンフィナンシャルサービス株式会社本社事務所

（東京都千代田区神田錦町三丁目22番地）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。